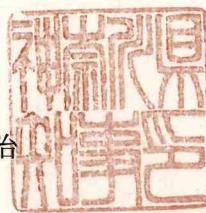


令和4年6月27日

一般社団法人 神奈川県経営者協会
会長 野並 直文 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



神奈川労働局長 西村 斗利



新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について（依頼）

日頃から県内の雇用労働行政の推進に対し、御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、社会・経済活動の再開により、新規求人が増加傾向にあるなど、人材確保やテレワークの導入等の働き方改革を進める動きも見られるところです。

こうした中で、さまざまな支援制度を活用していただくことで、感染拡大を防ぎながら経済のエンジンを回し、雇用を守っていきたいと考えています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高齢者等の雇用機会の確保等について、別紙のとおりお願い申し上げます。

現在の事業活動を取り巻く環境が大変困難な状況であることは十分認識しているところであります。御理解、御協力を賜りますとともに、貴団体傘下の企業への働きかけについてお力添えいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 岡田

電話 (045) 210-5730

神奈川労働局職業安定部職業安定課 滝沢

電話 (045) 650-2800

神奈川労働局職業安定部職業対策課 福本

電話 (045) 650-2801

1 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持等について

新型コロナウイルス感染症の影響下ではありますが、事業主の皆様には、事業の継続と人材の確保のためにも、雇用調整助成金や、企業に在籍したまま出向することを支援するための産業雇用安定助成金等、国・県の支援などを積極的に御活用いただき、従業員の雇用を最大限維持していただきますよう、心からお願ひいたします。

また、人への投資を行う場合には、人材開発支援助成金を積極的に御活用ください。同助成金では、IT分野未経験者の即戦力化のための訓練や、デジタル分野など高度人材育成のための訓練、定額制の研修サービスによる訓練を行う事業主に対する助成メニュー、労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成メニューなどを用意しています。

2 新規学卒者について

令和4年6月1日からハローワークにおいて、来春の高等学校卒業者への求人受付が開始されたところですが、企業の将来を担う有為な人材を確保し、県内の産業と雇用を守ることがこの難局を乗り越えるために極めて重要です。こうした中、令和3年度の大変厳しい状況下においても県内企業から、11,821人の求人申込み（令和4年3月末時点）がありました。県内の産業を支える若者が、社会人への第一歩を力強く、希望を持って踏み出していくことができるよう、事業主の皆様には、中長期的な観点から、高等学校及び大学等卒業予定者の積極的な採用を進めていただくようお願いします。

3 就職氷河期世代への支援について

就職氷河期世代の中には、学校卒業時の雇用環境が厳しく、やむを得ず非正規雇用で就労したこと、正社員としての経験を十分に積むことが出来なかった方がおり、その中には就労意欲が高く、正規雇用での就労を希望している方が多数いることから、本人が希望する就労に向けた支援が必要となっています。

今年度においても、就職氷河期世代の方への支援を目的として、令和2年度に設置した「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットホーム」を中心に、国、県、産業界等が一体となって取組を進めていきたいと考えていますので、最大限の支援をお願いします。

県・労働局としても、就職氷河期世代の方を対象とした合同就職面接会や就職氷河期世代の方を含む多様な人材の活用、採用及び育成を支援するオンラインセミナーの開催等を通じて企業の人材確保を支援しています。また、就職氷河期世代に限定した求人募集も可能ですので、積極的な採用をお願いします。

4 若年者について

令和3年の国の労働力調査によると、非正規雇用に就いている若年者（25歳～34歳）の中で、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由による者の割合が、他の年代に比べて高い状況にあります。

こうした中、将来を担う若年者が安心して働き続けることができるよう、「ユースエール認定企業」

制度の活用、卒業後3年以内既卒者の新卒枠での応募受付等による正社員としての雇用機会の確保とあわせて、キャリアアップ助成金の活用、働き方改革推進支援センターを利用した同一労働同一賃金の実現に向けた取組などにより、不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善について、より一層の取組をお願いします。

また、学生や生徒がアルバイトとして働く際には、学業に支障をきたすことなく健全に働くことができる職場環境の整備をお願いします。

5 障がい者について

令和3年の障害者雇用状況の集計結果（神奈川労働局）によると、県内民間企業の障がい者雇用は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、雇用障がい者数が過去最高を更新し、特に精神障がい者の雇用が増加するなど、着実に進んでいます。

県では、津久井やまゆり園で発生した事件を受け、平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、障がい者の社会参加を妨げる偏見や差別の排除などに取り組んでいますが、ともに生きる社会の実現に向けては、今般の状況も踏まえ、障がい者雇用の一層の促進が重要です。

こうした中、障がい者の雇用促進については、従前より、神奈川県障害者雇用推進連絡会などにおいて、使用者団体、労働団体の皆様と連携して取り組んでいるところですが、事業主の皆様には、法定雇用率の達成に向けて御尽力いただくとともに、障がい者の雇用機会の確保や離職防止・職場定着に向けた適切な配慮について、引き続き、御協力をお願いします。

県としても、県障害者雇用促進センターにおいて、神奈川労働局・ハローワークとの連携を強化し、企業のニーズに合わせた出前講座や社会保険労務士による労務管理等についての専門的な出張相談など、企業へのきめ細かい支援を行っています。また、早期離職が多い精神障がい者の職場定着のため、企業が職場指導員を設置する場合に補助する事業のほか、障がい者の就労の場の拡大に向け、企業による特例子会社等の設立経費を補助する事業を実施していますので、御活用くださるようお願いします。

6 女性について

出産・育児等によりやむを得ずキャリアを中断した女性の中には、その後の再就職時にキャリアを適切に評価されないケースが見られます。

事業主の皆様には、正社員としての雇用機会の確保、現在雇用している非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善とともに、不妊治療や出産・育児、介護等をしながらも仕事との両立ができるよう、女性が働きやすい職場環境の整備につきまして、より一層の取組をお願いします。

7 高齢者について

令和3年の高齢社会白書によると、令和2年の労働力人口は6,868万人、うち65歳から69歳が424万人、70歳以上は498万人で、労働力人口総数に占める65歳以上の割合は13.4%と上昇し続けています。

また、現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しており、70歳くらいまでもしくはそれ以上でも働きたいとの回答と合計すれば約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っており、「人生100歳時代」が到来する中で、働く意欲のある高齢者が、年齢にかか

わりなく生涯現役で活躍し続けられる雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠となっています。

こうした中、高年齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業機会の確保（努力義務）が必要となりましたので、事業主の皆様には、高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大など、働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供について、より一層の取組をお願いします。

8 就職にあたって困難を抱える者等について

母子・父子世帯の親、ケアラー、中途退学者、ニートやひきこもり、L G B T、刑務所出所者、外国人労働者の方等は、就職にあたって個々の状況に応じた配慮が必要になる場合がありますが、企業において戦力として活躍している方は多くいます。

事業主の皆様には、こうした方が働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップなどについて、一層の御配慮をお願いします。

9 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等の措置を講ずる働き方改革関連法は、平成31年4月以来順次施行され、令和5年4月からは割増賃金率の引き上げが中小企業にも適用され、令和6年4月からは、建設事業、自動車運転の業務、医師等についても時間外労働の上限規制が適用されることとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式に対応した働き方である、テレワークの一層の推進を図るため、今年度についても、県・労働局では、県内中小企業へのテレワーク導入経費等の補助・助成を実施していきますので、テレワーク総合ポータルサイト、及びテレワーク相談センター（厚生労働省）の利用などにより、テレワーク導入をより一層御配慮いただくようお願いします。

その他、時差通勤の積極的な導入や、年次有給休暇の計画的付与、及び時間単位取得制度の導入・活用、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援する企業を認証する「かながわサポートケア企業認証制度」の活用など、総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の改善にも、より御尽力をいただぐとともに、令和4年4月からいわゆるパワハラ防止法の中小企業への適用が開始されていることから、各種ハラスメントのない働きやすい環境づくりをお願いします。

さらに、労働者の生活の安定や労働力の質的向上等を図るため、最低賃金額の遵守と周知について、引き続き御協力をいただき、賃金の引き上げをお願いします。